

令和5年度白河市行政改革推進委員会第2回会議 会議録（要旨）

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和5年9月27日（水）14時30分～16時45分 |
| 場所 | 301会議室 |
| 出席者 | 委員7名 小林 知二委員長、徳田 芳江委員、十文字 由紀子委員 鈴木 富幸委員、井上 竜一委員、和知 玲子委員、 金内 貴弘委員 |
| 事務局 | 3名 田崎課長、鈴木係長、大森主事 |
| 内容 | <p>1 開会</p> <p>2 委員長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>（1）意見・提案についての回答等について 【事務局より説明】</p> <p>○委員 No.1に関しては、意見・提案への回答一覧表の課題・問題点にある施設の役割や現状を十分に議論して、方針を決定していくことが大前提と回答されている部分で納得できた。 No.2についてもこれからいろいろやってく必要があると理解した。 No.3に関しては、白河市役所に限らず、勤務事情が大変な会社はたくさんあると思うが、シンボルとして、率先していい働き方を見せていただきたいと思う。</p> <p>○委員 男性の産休は何日とれるのか。</p> <p>○事務局 こちらの方は産休と育休があり、基本産休は7日間、育休は同じ日数を分担しても取れ、3年の間でとることができる。</p> <p>○委員 これに関しては制度そのものよりも取れる状況とか雰囲気を作ることが大事だと思う。</p> |

○事務局

男性と女性のところの意識で、やはり男性の方が育休をとるのは難しいと感じていると思う。昨年は男性の育休の取得が7件あり、若い人達が積極的にとるようになると、とりやすい雰囲気が出てくると思う。

また、イクボス宣言をしているので、職場の管理職の方が率先して育休をとるように言うようにするとよいのではないかと思う。

○委員

自分が休むことによって、他の人の事務負担が増えると考えたら、休みにくいと感じてしまうかもしれない。

○委員

幼稚園とか女性の多い職場であれば理解が得やすいと思うが、若い男性だと休んだときに周りへ負担をかけてしまうと考えてしまい、とりにくいのだと思う。

○事務局

他県の事例として、育休をとる人の周りの職員に勤勉手当を少し支給するというものがあったので参考にしたい。

○委員

No.4について、LINEなど情報発信の手段が充実してきており、特に防災無線については聞き逃しが多いので、LINEで通知してくれるのは非常によいと思う。

No.5については、招聘したインフルエンサーが一時的に白河に来るのではなく、ずっと白河にいてくれるようになるとよいのではないかと思う。

No.6については、集会所の数が非常に多いと思ったので、いろんな機能を盛り込んで集約化することについて期待したい。

公共施設もお金をとらないところも多いので、100円とか200円とかでもいいからお金をとっていいのではないかと思う。

○委員

関の森公園について再生プロジェクトはなかったか。

○事務局

観光課の方でリニューアルに向けて、実施計画の策定に入っている状況である。委員会を設置し、地元の意見も聞きながら、施設をどう活用していくかという議論が交わされている。

○委員

鹿島の橋のところのガードの塗装がぼろぼろになっている

○委員

橋の下でバーベキューをしている人がいたりして、そもそも許可を取っているかはわからないが、橋が崩落して訴訟問題にでもなったりしたら市としては痛手ではないかと思う。

○事務局

おそらく道路河川課の対応になると思われるので、そちらの部署に伝えておく。

○委員

No.7については、アジェンダ－2027－を読ませてもらったので、ある程度理解できた。

○事務局

各部横断的に行う事例として、今年7月にこども支援課を事務局として全庁にわたる少子化対策会議を設置した。保健福祉部は子育ての分野、結婚への支援は市民生活部が担当し、賃金が上がっていかないと子育ても難しいと言うことで産業部も連携している。

○委員

No.8について、沖縄の自治体だったと思うが、入札参加業者は市内に営業所があることや、市民を何%雇用していないといけないという条件をつけているところもあると聞いた。そういった工夫をしつつ、市としてもなるべく市内の発注にするような仕組みがあってもよいかと思う。

○事務局

基本的に登録業者になってもらうので、登録の際に市内に支店があるかどうかといったところも触れている。

ただ、例えば難易度が高い学校の建設などは、技術や経験が豊富であり現代の学校生活の実情に合う学校づくりのノウハウを有する市外業者に発注することもある。

そんな中で、どんな工夫をしているかという点、今度完成する第二中学校に関しては、大手と市内の建設業者が共同体を組んで建設をしており、大手のノウハウを活かしながら地元企業も一緒にやれる体制にしている。

○委員

No. 9 から No. 11 については、子を持つ親からの意見としてあげた。

No. 9 については、体育館によってネットの支柱がきれいだったり、すごくさびていたりするなどかなり差があると聞いた。

No. 10 については、分譲地内だとしても近いところから歩いてきているとは限らないため意見として挙げた。子どもが転んで血を出してしまっても洗うところがなかったりするので、手洗いくらいはあってもよいのかと思う。

○委員

開発行為の場合は必ずつくりなさいという指導はできるのか。

○事務局

一定規模を超える住宅用地を開発する場合は、公園等を設けるよう法律で定められており、公園等は開発業者が作り、開発完了後は道路や公園を市に帰属して管理を行っている。

開会中の9月定例会では、必ず公園を作らなければいけないという条例議案が審議されている。

ただし、手洗い場や遊具の設置についてはまでは定められていない。

○委員

首都圏だと、集会所と公園がいっしょになっていて、集会所に行けば常駐で誰かいるようになっていたりする。

○事務局

開発業者に集会所を設置する義務はないが、市では各町内会に集会所を設置し、町内会が管理・運営をしている。

集会所に誰か常駐しているならば開けているかもしれないが、基本的に集会所に常駐している人はいないと思われる。

○委員

No. 11 について、石畳の道路は綺麗で見栄えはいいが、近所の方だとかうるさいという話も聞く。

予算もかかっていそうなのに、短期間でガタガタになっちゃうともったいない。

ただ、解決策で半たわみ舗装を検討しているとのことだったので、それで納得した。

○委員

半たわみ舗装は実績としてあるのか。

○事務局

県の方では実績があるようだが、白河市の実績は不明なので、確認して回答する。

○委員

No. 12 について、大信の方の公営住宅だと入居者があまりいないのではないかという住宅が見られる。共用部分に電気をつけたりしているだろうから、そういったところももったいなく感じる。

○事務局

9月定例会で質問が出てきていたが、やはり大信は市営住宅の入居率が悪い。

基本複数人の世帯を対象として入居の条件としているが、上位法が改正され、単身世帯でも可能とする条例を制定することもできるようになったので、入居率をあげるための方法として検討の余地はある。

○委員

65歳以上の方が入居を拒否されるというのが世間でも話題になっているが、白河市ではそういう事例はあるのか。

○事務局

入居の際に、何かあったときの連絡先としても連帯保証人を立てる必要はあるが、実際に入居拒否の事例はあったかどうかは不明なので、確認して回答する。

○委員

保証人は民生委員等になったとして、生保になって介護状態の方でも入居できるのか。

○事務局

その条件で入居できるかは不明なので、確認して回答する。

○委員

ひとり暮らしで上の方の階に住んでいる方は1階や2階が空いているときに移ることはできるのか。

○事務局

そちらについても不明なので、確認して回答する。

○委員

No. 13 について、行政と民間の意識の違いがあるのは悪くないと思うが、業務の効率化とか、広いものの見方ができる職員を育成していく必要がある。

その中で、若い人を外部の団体の力も借りて育成していくのもよいのではないかと思う。

○事務局

例を挙げると、情報政策課という名前のところがあると、情報に関することは何でも情報政策課に言えばいいになってしまうこともあるが、そうではなくて、情報政策課はここを工夫したらいいのではないかと提案をするが、実際に動くのは担当部署であるので、自分事として自分たちでやっていく意識付けが必要だと思う。

○委員

No. 14 について、想像以上に会計年度任用職員が多く驚いた。また、会計年度職員には保育士等、様々な職種があると思うが、会計年度任用職員がいないと仕事を回していくのは難しいのだと思った。

○事務局

資料に書いてあるのは新規の会計年度職員で、継続の場合もあるので合計で300人くらいいる。その中には正職員と同じ時間働いているフルタイムの職員や短い時間で働いているパートタイム職員もいる。

新規職員132人のうち、市民課等に配属された事務系で42人おり、業務や勤務時間の都合で研修参加者が17人というのは参加者数が少ない。参加率を上げられるよう工夫していかなければならないと感じている。

○委員

かなり高齢の会計年度職員も見かける。

○事務局

専門職が足りてないこともあるので、高齢でも健康であれば採用している。

○委員

会計年度任用職員というのは契約内容が特殊だとかそういうところはあるのか。

○事務局

令和2年度より、臨時職員から会計年度任用職員に名称変更しており、制度も変わっている。

臨時職員であった時は3年以上連続して働くことができなかったが、会計年度任用職員は3年経過後に再度ハローワークに応募する必要があるが、3年以上働くことが可能となった。

また、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給する方向で検討されているなど、今後は勤務条件や体系が正職員に近くなって行くと思われるの

で、業務量把握調査や業績評価などを適正に行う必要も出てくるでしょうし、その前段階の研修もちゃんとやっていかねばならないと思っている。

○委員

勤勉手当というのは、そもそもどういうものなのか。

○事務局

勤務の状況に応じて支給する手当で、職員ごとに目標を立てて、上司に評価をもらう業績評価などによって金額が変わるものとなっている。

○委員

勤勉手当の考えは仕事を一生懸命やった職員とそうでない職員では手当の内容が同じではおかしいので、人事評価制度によって甲乙をつけるというものになっている。

(2) その他

- ・ 次回のスケジュール及び議題について事務局より説明

4 閉 会